

登校(園)許可書

学年

組 氏名

平成 年 月 日生

上記の者は、下記○印の学校感染症が軽快し、かつ、学校の場合は学校保健安全法施行規則の基準により、保育園の場合は基準に準じて、感染症の予防上、支障が無いと認め 年 月 日より登校・登園を許可します。(但し、下記の基準に達した場合でも、児童生徒の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登校・登園を延期する事ができる。)

平成 年 月 日

医師氏名

学校長殿、園長殿

記

病名	出席停止期間の基準
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
風疹	発疹が消失するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	校医、園医、その他の医師において感染のおそれなしと認められるまで
急性出血性結膜炎	
流行性角結膜炎	
溶連菌感染症	校医、園医、その他の医師の判断による

2012年7月改定